

知的障害者・知的障害行政の国の対応拡充を求める意見書（案）

「身体障害者」は身体障害者福祉法で定義され、「精神障害者」は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律で定義されている。ところが、「知的障害者」に関しては、知的障害者福祉法で知的障害者に対する福祉サービスは規定されているものの、知的障害、あるいは知的障害者の定義は規定されていない。

また、身体障害者、精神障害者、知的障害者の手帳制度について、身体障害者と精神障害者の手帳は、法律に基づき交付・運営されているが、知的障害者の療育手帳の制度は、厚生事務次官通知に基づき各都道府県知事等の判断により実施要項を定め、交付・運営されている。

知的障害については、自治体により障害の程度区分に差があり、また各判定機関におけるボーダーラインにも差が生じている。

よって、国においては、国際的な知的障害の定義や、自治体の負担等も踏まえた判定方法や基準の在り方の検討を踏まえ、知的障害行政・手帳制度を、国の法律による全国共通の施策として展開することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 1 2 月 1 5 日

様

和歌山県議会議長 尾崎 要二
(提出者)
藤山 将材
長坂 隆司
奥村 規子
多田 純一

(意見書提出先)
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣